

新 市 基 本 計 画

(合併市町村基本計画)



清須市・春日町合併協議会

平成31年3月変更

清須市

目 次

第 1 章	序論	1
1-1	合併の背景と必要性	1
1-2	計画策定の方針	3
第 2 章	新市の概況	4
2-1	位置・地勢・面積	4
2-2	人口・世帯数	4
2-3	歴史・沿革	8
2-4	産業	9
第 3 章	主要指標の見通し	1 2
3-1	人口（総人口、年齢構成別人口割合）	1 2
3-2	世帯数	1 4
第 4 章	まちづくりの基本方針	1 5
4-1	まちづくりの理念	1 5
4-2	新市の将来像	1 6
4-3	施策の基本方針	1 6
4-4	土地利用方針	1 8
第 5 章	新市の主要施策	2 0
5-1	施策体系図	2 0
5-2	方針別主要施策	2 1
第 6 章	新市における愛知県事業の推進	3 0
6-1	愛知県の役割	3 0
6-2	新市における愛知県事業の推進	3 0
第 7 章	新市における行財政運営の方針	3 1
第 8 章	財政計画	3 2
8-1	歳入	3 2
8-2	歳出	3 3

第1章 序論

1-1 合併の背景と必要性

清須市と春日町の合併には、以下のような背景と必要性を挙げることができます。

(1) 両市町の沿革とさまざまな結びつき

清須市は平成 17 年 7 月に誕生した新しい市ですが、春日町の行政区域が形づくられたのは、今からほぼ 100 年前の明治 39 年（1906 年）のことです。この間、人々の生活様式や経済状況は大きく変動し、通勤・通学や買い物、公共施設の利用などの人の動きも広域化しています。また、清須市と春日町は行政上の広域圏が同一であることに加えて、消防及び休日急病診療、ごみ処理、し尿処理、火葬場の建設及び維持管理などの事業を、一部事務組合において共同で行っています。さらに地理的な近接性から通勤・通学の動向で密接なつながりを持つなど、一体的な行政を推進しやすい条件にあります。このため、住民にとって身近な公共団体である両市町も、生活様式の変化や広域化に伴って適切な規模への転換が必要です。

さらに、清須市と春日町は五条川でつながり、水と緑の空間を共有しているという、一体性を持っています。潤いと憩いの空間を持ったまちづくりを進める上で、両市町の合併はプラスの効果をもたらすことが期待されます。

(2) 地方分権の進展への対応

いわゆる「平成の大合併」が進み、これと並行して地方分権が進められる中であって、国においては「地方分権改革推進委員会」における検討を行い、その第一次勧告において、市町村へのより一層の権限移譲を求め、特に市に対して優先的に移譲を進めるという方向を打ち出しています。また過疎地域や規模の小さい町村と、都市部や圏域の中心となりえる市との間に明確な区分を設けようとしています。（「定住自立圏構想※」）

このように今後の地方自治体は、ますます高度化する行政需要に対応して、一定のスケールをもつことが必要条件となりつつあります。

両市町の合併は、施策の適切な推進や行財政運営に必要な管理業務を適切に行うために、限りある財源や行政組織などの資源を効率的に活用するために欠かせない取り組みと考えることができます。

※定住自立圏構想：国（総務省）が平成 19 年度から検討している政策。全国の自治体に対して一律の機能を持たせるのではなく、概ね人口 5 万人程度以上で昼夜人口比率が 1 以上の中心市に暮らしに必要な都市機能を重点的に整備し、周辺市町村の住民はこの機能を利用することにより、大都市以外でも定住可能な圏域をつくらうとするもの。なお、平成 20 年 5 月 15 日に総務省の定住自立圏構想研究会（座長：佐々木毅学習院大学教授）がまとめた報告書では、東京都市圏、名古屋都市圏、大阪・京都・神戸都市圏は基本的に構想の対象外とされている。

（３）少子高齢化の進行への対応

出生率低迷の影響を受け、今後我が国の人口は減少し、全体として高齢化が進行していきます。そのため、将来、少数の生産年齢人口が多くの高齢者を支える社会が到来すると予測されています。

両市町においても、生産年齢人口（15歳～64歳人口）比率は、平成3年から平成7年までにピークを迎え、その後減少に転じている一方、高齢人口（65歳以上人口）比率については、一貫した上昇傾向を示しており、少子高齢化が確実に進行しています。

清須市や春日町は人口動向の面からも、財政状況から見ても、全国的には恵まれたポジションにあるといえます。しかし、両市町においても少子高齢化は確実に進展しており、長期的には住民税を負担することができる働き盛りの住民層が減少することも考えられます。

このような来るべき本格的な少子高齢化社会においても、適切な行政サービスを実施するため行政組織の効率化は不可避であり、この点からも両市町の合併は必要と考えられます。

（４）厳しい財政状況への対応

依然として厳しい経済情勢が続く中で、我が国の財政状況は、先進国最悪の危機的な状況にあります。こうした中であって国・地方を通じた行財政改革が進められていますが、その基本は「地方にできることは地方に」という地方分権であり、地方自治体の側では分権の受け皿にふさわしい行財政基盤を整える必要があります。

両市町は全国的に見ると税収に恵まれ自主財源の比率も高いため、決して困窮しているようには見えません。しかし、行財政の規模が小さいため、都市基盤整備などの事業を進めるために借金をすると、たちまち財政が悪化してしまう構造となっています。清須市・春日町ともに、現在の財政状況は危機的な状況とはいえません。しかし、今後は下水道整備等において大きな事業費を負担することが想定されていますが、現状の行政組織を維持しながらこれらの大規模事業を行うことは極めて困難であるといわざるを得ません。

こうした懸念を軽減するためには、財政規模を大きくかつ効率化する必要があります。

両市町の合併は行財政規模の拡充とともに、行財政運営の効率化をこれまで以上に推し進め、行財政システムを持続可能なものへと改革していくために欠かせない取り組みであるといえることができます。

1-2 計画策定の方針

(1) 計画策定の根拠及び内容

- ① 清須市・春日町合併協議会は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 6 条の規定に基づく「合併市町村基本計画」を策定します。
- ② 「合併市町村基本計画」においては、新市のまちづくりの基本方針を定めるとともに、新市及び愛知県が実施するまちづくりの根幹となるべき主要事業や特徴的な事業等の施策を掲載します。
- ③ 「合併市町村基本計画」については、計画期間を対象とする財政計画及びその前提となる行財政運営の考え方を盛り込みます。

(2) 計画の期間

「合併市町村基本計画」の計画期間は、合併年度及びこれに続く 15 年度間（平成 36 年度まで）とします。

(3) 計画の対象地域

「合併市町村基本計画」の対象地域は、清須市・春日町の全域とします。

(4) 計画策定に当たっての留意事項

- ① 清須市・春日町の総合計画を基礎として、住民意識調査による住民の意向を踏まえた計画づくりを目指します。
- ② 現在、清須市・春日町が進めているまちづくりの方向性を尊重するとともに、各地域の持つ自然、歴史、文化などの特徴を活かし、両市町全体の住民福祉と活力の向上を目指します。
- ③ 新市の持続可能で均衡ある発展を目指すものであることとします。
- ④ 新市民の交流・連帯が進められるよう十分に配慮し、新市の一体性の速やかな確立を目指します。
- ⑤ 「合併市町村基本計画」には新市のまちづくりにおいて真に必要な事業等を位置づけるとともに、新市における県事業の推進に関する項を置き、県と新市が一体となってまちづくりを進めます。
- ⑥ 地方財政が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、事務事業の推進と見直しを含む行政運営の方針を定めるなど、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画づくりを目指します。

第2章 新市の概況

2-1 位置・地勢・面積

両市町の区域は、愛知県西部、尾張平野のほぼ中央に位置し、南部は名古屋市に隣接しています。また、北部は北名古屋市、一宮市及び稲沢市に接し、東部は名古屋市に、西部は甚目寺町に接しています。

清須市方面は比較的平坦で庄内川の下流域にあり、ほとんどの地域は海拔 10m 未満となっています。一方、春日町方面は、田畑がゆつたりと広がる田園都市の顔を持っています。両市町の区域では、庄内川のほかに新川、五条川などの河川が流れ、豊かな水辺環境に恵まれ、四季折々の風景を楽しむことができます。

交通は広域の利便性に恵まれ、J R 東海道本線、名鉄名古屋本線・犬山線・津島線及び東海交通事業城北線の鉄道網のほか、東名阪自動車道、名古屋高速 6 号清須線、16 号一宮線、国道 22 号、302 号などの道路網により周辺都市との連携が図られています。

両市町の面積は、1,732ha で東西約 5.5km、南北約 8.0km の広がりを持ち、愛知県の面積の 0.34% に当たります。地目別では、宅地 (44.7%) が最も多く、次に農用地 (20.4%)、道路 (19.7%)、水面・河川・水路 (6.2%)、その他 (9.8%) となっています。

地目別面積

(単位: ha)

	総面積	宅地		農用地			森林・原野	道路	水面・河川・水路	その他 2)
		住宅地	その他 1)	田	畑	採草放牧地				
清 須 市	1,331	344	271	108	123	—	—	249	67	169
春 日 町	401*	78	80	62	61	—	—	92	41	0
新 市	1,732	422	351	170	184	—	—	341	108	169
構 成 比	100.0%	24.4%	20.3%	9.8%	10.6%	—	—	19.7%	6.2%	9.8%

*注 1: その他 1) は「宅地」から「住宅地」を除いた工業用地など。その他 2) は、総面積から「宅地」、「農用地」、「森林・原野」、「道路」及び「水面・河川・水路」の各面積を差し引いたものである。

*注 2: 春日町については、地目別面積を合計した値と総面積の値が一致しない。

出典: 愛知県地域振興部土地水資源課「土地に関する統計年報」平成 19 年版

2-2 人口・世帯数

(1) 人口推移

清須市および春日町の合併後の新市の平成 12 年から平成 17 年まで各年の人口・世帯数の推移は以下のとおりです。

平成 12 年から平成 17 年までの新市の人口推移をみると、平成 12 年から平成 14 年まで減少傾向となるが、平成 14 年以降増加傾向となっています。

また、両市町別の人口推移をみると、清須市では、平成 12 年から平成 14 年まで

減少傾向で、その後増加傾向となっています。春日町では、平成13年に減少後、平成14年から平成15年にかけて増加し、再び平成16年に減少して、その後増加しています。

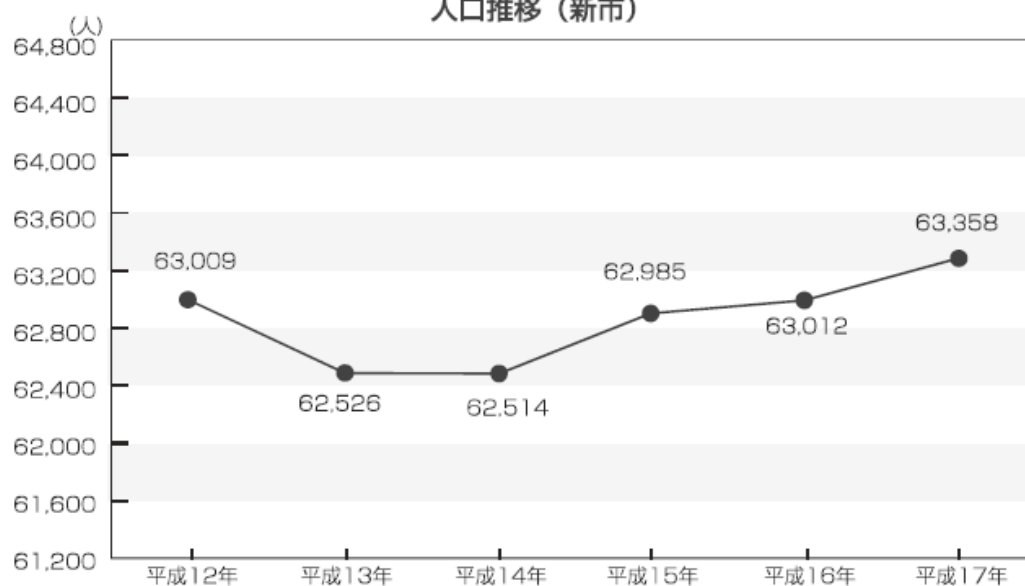
人口推移

(単位：人、%)

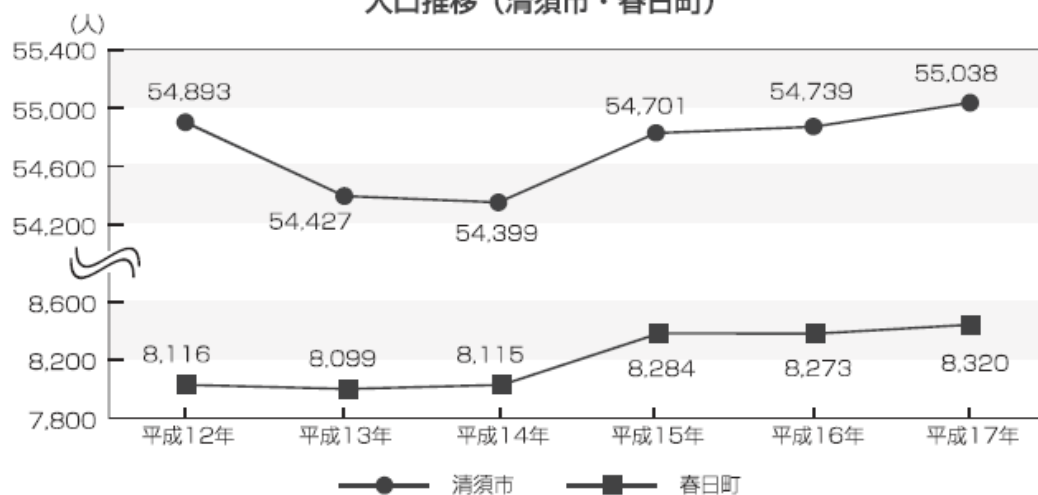
	平成12年	13年	14年	15年	16年	17年
清須市	54,893	54,427	54,399	54,701	54,739	55,038
前年比		-0.86%	-0.05%	0.55%	0.07%	0.54%
春日町	8,116	8,099	8,115	8,284	8,273	8,320
前年比		-0.21%	0.20%	2.04%	-0.13%	0.56%
新市	63,009	62,526	62,514	62,985	63,012	63,358
前年比		-0.77%	-0.02%	0.75%	0.04%	0.55%

出典：平成12、17年は国勢調査、13年～16年は愛知県人口動向調査

人口推移（新市）



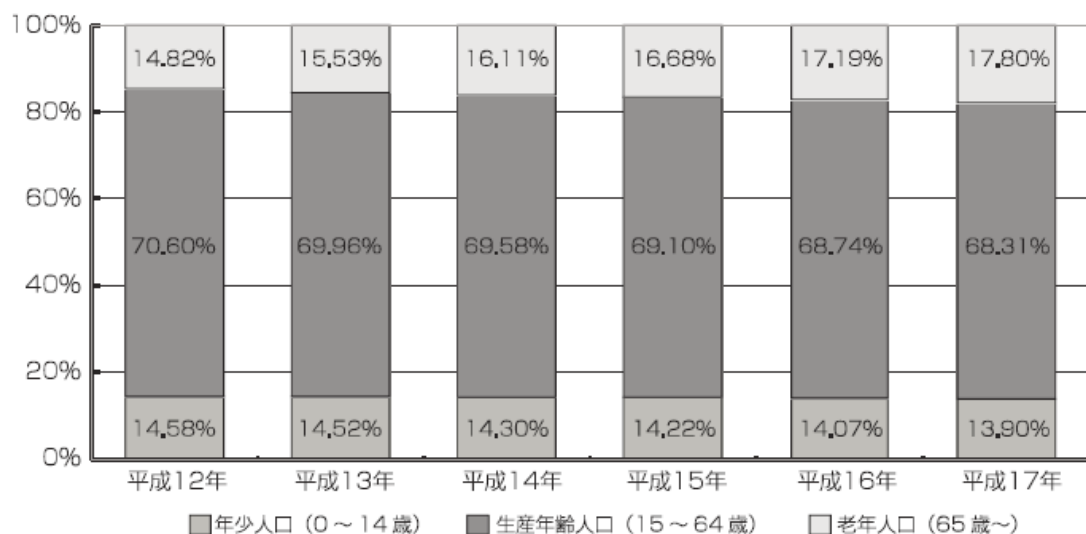
人口推移（清須市・春日町）



平成12年から平成17年までの新市の年齢構成別人口割合をみると年少人口の割合が減少し、老年人口の割合が高まっています。平成12年には、年少人口割合14.58%、老年人口割合14.82%となっていますが、平成17年の年代別人口割合は、年少人口割合13.90%、老年人口割合17.80%となっています。

両市町別に平成17年の年代別人口割合をみると、年少人口割合（13.93%）、老年人口割合（17.98%）は清須市が高く、生産年齢人口割合（69.74%）は春日町のほうが高くなっています。

年齢構成別人口割合



年代別人口割合（平成17年）

	年少人口（0～14歳）	生産年齢人口（15～64歳）	老年人口（65～歳）
清 須 市	13.93%	68.09%	17.98%
春 日 町	13.67%	69.74%	16.60%
新 市	13.90%	68.31%	17.80%

*注1：表示単位未満四捨五入により、100%にならない場合がある。

*注2：年齢構成別人口には「年齢不詳」を含まない。

（2）世帯数推移

平成12年から平成17年までの世帯数推移は以下のとおりとなります。新市の世帯数推移をみると、平成13年に減少し、その後平成16年まで増加が続いていましたが、平成17年に再び減少しています。

両市町別にみると、清須市では平成13年（19,657世帯）に減少したあと、平成17年（20,882世帯）まで増加が続いています。春日町では、平成16年（2,963世帯）まで増加傾向にありましたが、平成17年（2,587世帯）に減少に転じています。

新市の1世帯当たり人員の推移をみると、緩やかな減少傾向となっており、平成

12 年（2.81 人）から平成 17 年（2.70 人）までに 0.11 人が減少しています。全体的にみると、世帯数の増加と 1 世帯当たり人員の減少がみられ、核家族化の進行がうかがえます。

世帯数推移

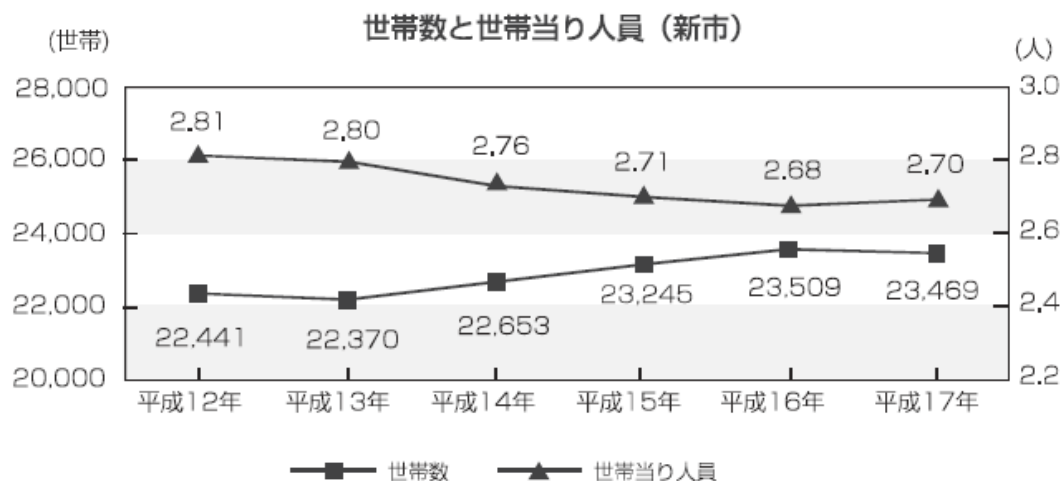
(単位：世帯、%)

	平成 12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年
清 須 市	19,743	19,651	19,898	20,304	20,546	20,882
前 年 比		- 0.47%	1.24%	2.00%	1.18%	1.61%
春 日 町	2,698	2,719	2,755	2,941	2,963	2,587
前 年 比		0.77%	1.31%	6.32%	0.74%	- 14.53%
新 市	22,441	22,370	22,653	23,245	23,509	23,469
前 年 比		- 0.32%	1.25%	2.55%	1.12%	- 0.17%

世帯当り人員

(単位：人、%)

	平成 12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年
清 須 市	2.78	2.77	2.73	2.69	2.66	2.64
前 年 比		- 0.36%	- 1.47%	- 1.49%	- 1.13%	- 0.76%
春 日 町	3.01	2.98	2.95	2.82	2.79	3.22
前 年 比		- 1.01%	- 1.02%	- 4.61%	- 1.08%	13.35%
新 市	2.81	2.80	2.76	2.71	2.68	2.70
前 年 比		- 0.36%	- 1.45%	- 1.85%	- 1.12%	0.74%



2-3 歴史・沿革

(1) 近代以前

清須市の区域の歴史ははるか遠く、尾張平野最大の遺跡である朝日遺跡に集落が開かれた弥生時代までさかのぼります。

また、室町時代のはじめ守護所下津城の別郭として築かれた清洲城など数多くの歴史資源が各地に残っています。弘治元年（1555 年）戦国武将織田信長公が那古野城から清洲城へ入城し、慶長年間には城下町一帯が「関東の巨鎮」と称され、文化の中心地として、また尾張の要所として栄えた歴史を持っています。

さらに、関ヶ原の合戦で勝利を収めた徳川家康公が通ったとされ、名古屋と中山道を結ぶ最も重要な道路と位置づけられていた美濃街道を、吉例街道として、江戸時代には数多くの大名たちが縁起を担いで通り、家康公の命により開設された青物市場とあわせ、宿場町として大いに栄えた歴史も有しています。

江戸時代中期には、庄内川の氾濫により幾度となく水害にあっていた当時において、多くの農民や地元の役人たちの尊い汗と犠牲により天明 7 年（1787 年）に新川が竣工されています。

春日町の区域の歴史も弥生時代までさかのぼります。町内には朝日遺跡や竹村遺跡があり、このあたりで集落が形成されていたことがうかがえます。

16 世紀に入ると、清洲城下の発展とともに人口も増加しました。天明 3 年（1783 年）には、落合地内に尾張藩清須代官陣屋が設けられ、政務等が執られていました。

また、江戸時代初期より宮重大根の栽培が始まり、尾張徳川家にも献上されており、江戸時代中期には全国に知れ渡るところとなりました。

(2) 近代以後

近代に入ると、明治 13 年（1880 年）春日井郡が東西の 2 郡に分かれて西春日井郡が誕生した後、西春日井郡内の町村で合併が繰り返されてきました。清須市は、西枇杷島町、清洲町、新川町の 3 町が合併し、平成 17 年に誕生し、現在に至っています。

春日町は明治 22 年（1889 年）の「町村制」の実施に伴いできた下之郷村・落合村の 2 村の合併により、明治 39 年（1906 年）に春日村が誕生しました。その後、平成 2 年（1990 年）に町制が施行され春日町となり、現在に至っています。

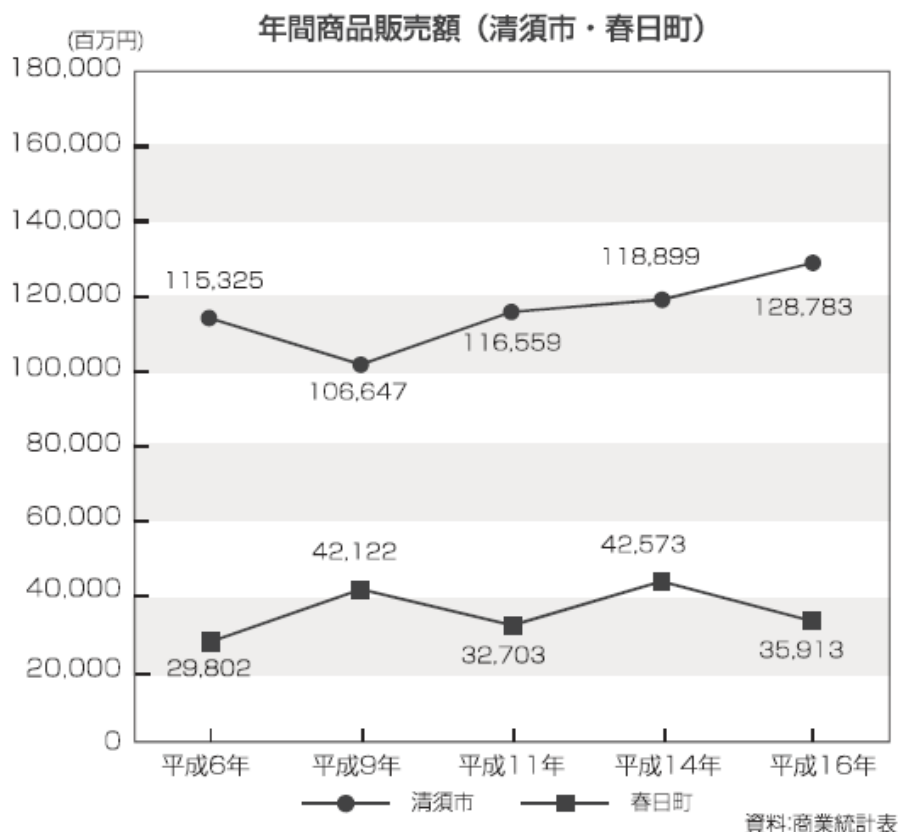
2-4 産業

(1) 商業

新市の商店数は平成16年で730、従業者数が5,329人、年間商品販売額が164,696百万円です。

平成6年から平成16年までの年間商品販売額推移をみると、一貫して増加傾向にあります。

両市町別の年間商品販売額推移をみると、清須市では、平成6年から平成9年にかけて減少しており、その後は増加が続いています。春日町では、平成6年から平成16年にかけて、増減を繰り返しています。

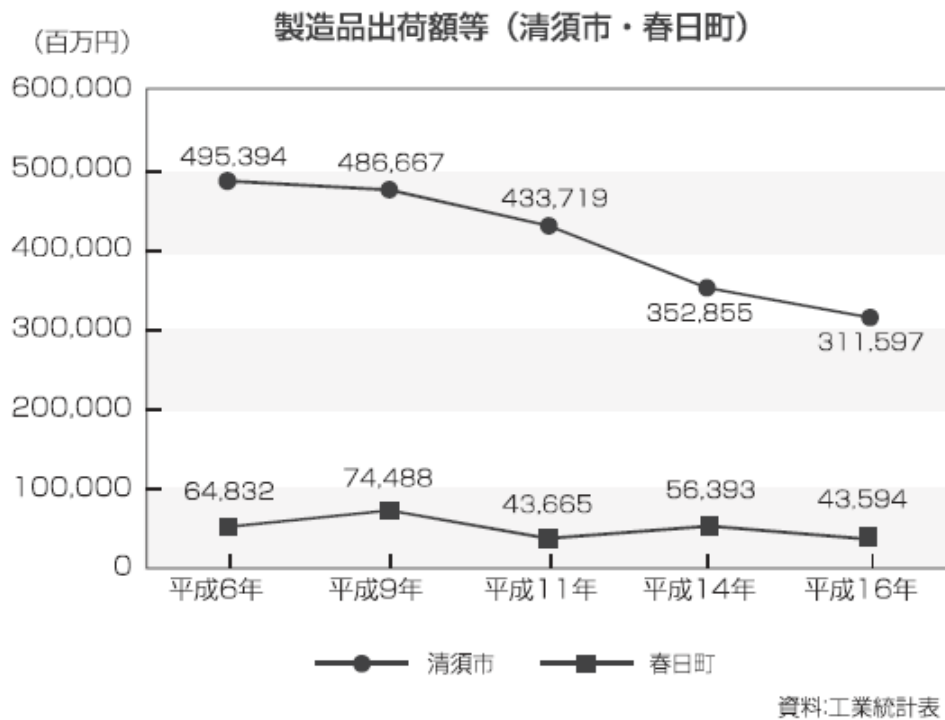
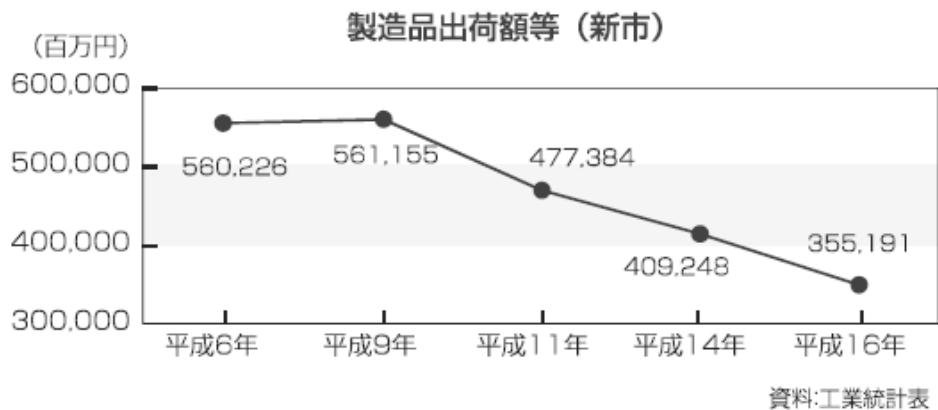


(2) 工業

新市の事業所数は平成 16 年で 264、従業者数が 9,244 人、製造品出荷額等が 355,191 百万円です。

平成 6 年から平成 16 年までの製造品出荷額等推移をみると、近年は減少傾向にあります。

両市町別の製造品出荷額等推移をみると、清須市では減少傾向となっていますが、春日町では、ほぼ横ばいに推移しています。

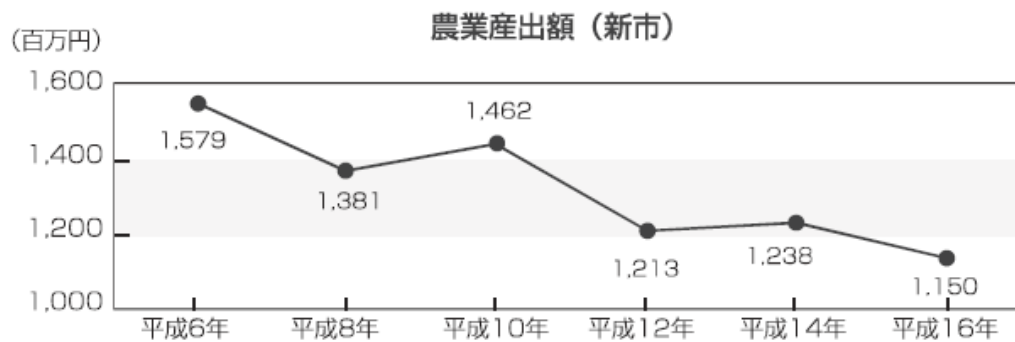


(3) 農業

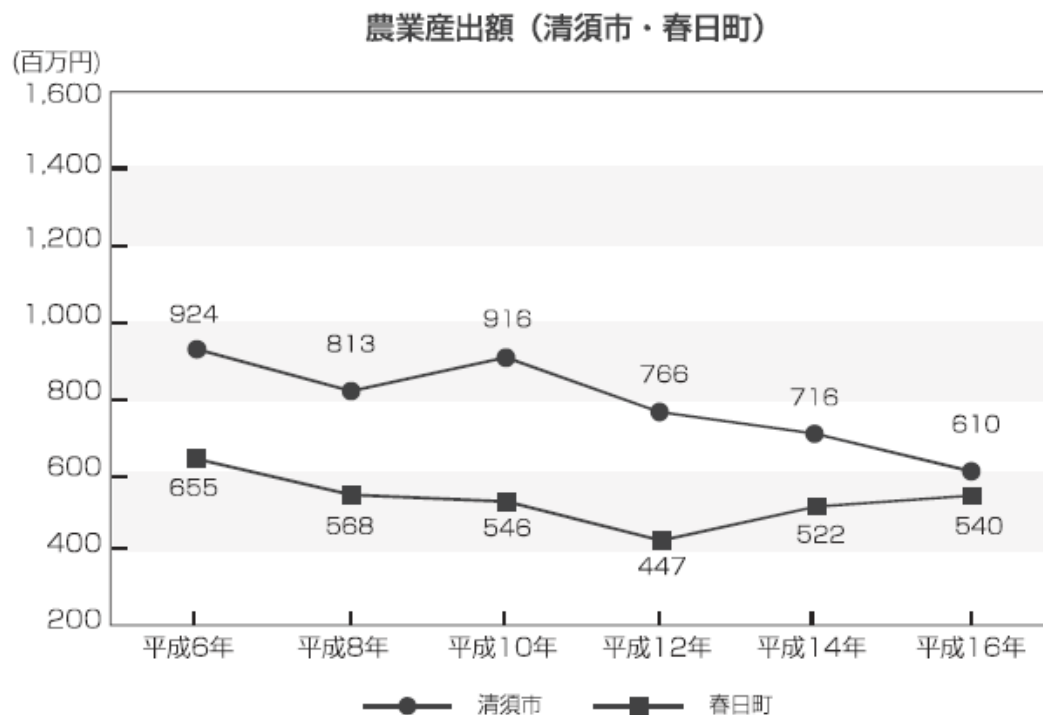
新市の農家数（経営体数）は平成16年で367、農業産出額が1,150百万円です。

平成6年から平成16年までの農業産出額の推移をみると、増減を繰り返しつつも減少傾向にあります。

両市町別の農業産出額推移をみると、清須市では平成10年までは増減を繰り返していますが、その後は減少傾向となっています。春日町では平成12年までは減少傾向でしたが、その後は増加傾向となっています。



資料:愛知農林水産統計年報



資料:愛知農林水産統計年報

第3章 主要指標の見通し

3-1 人口（総人口、年齢構成別人口割合）

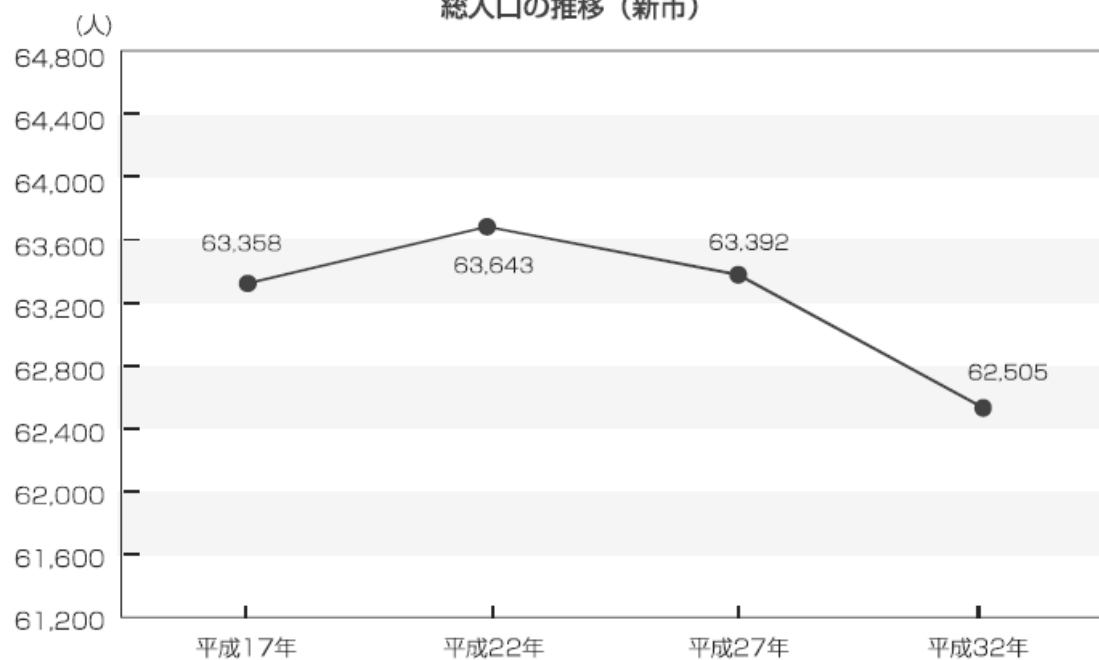
平成17年までの国勢調査の結果に従い、コーホート要因法によって新市の人口を推計すると、総人口（合計）は平成17年の約63,400人から微増減を繰り返しながら10年間は横ばいのまま推移し、平成27年時点でも約63,400人と見込まれます。その後やや減少し平成32年には約62,500人になるものと見込まれます。

総人口の推移

（単位：人）

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
清 須 市	55,038	55,281	54,999	54,276
春 日 町	8,320	8,362	8,393	8,229
新 市	63,358	63,643	63,392	62,505

総人口の推移（新市）



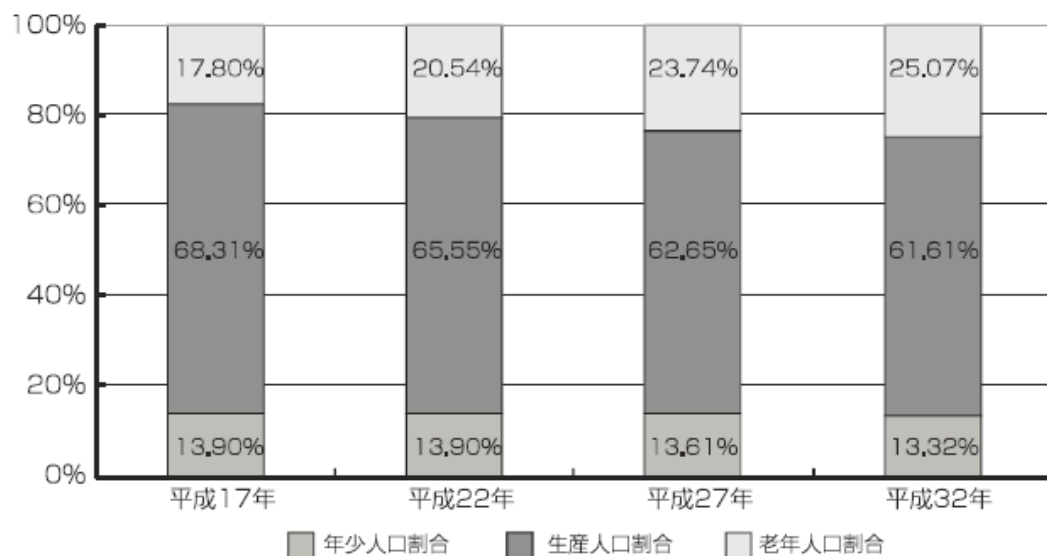
※コーホート要因法：コーホートとは同年又は同期間に出生した集団のことを指し、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、社会移動）をもとに人口の変化をとらえる方法。

年齢構成別人口割合については、少子・高齢化が進み、0 歳から 14 歳の年少人口割合は平成 17 年の 13.90%から平成 32 年には 13.32%に、65 歳以上の老年人口割合は平成 17 年の 17.80%から平成 32 年には 25.07%になるものと見込まれます。

年齢構成別人口割合の推移

		平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 32 年 (2020 年)
清 須 市	年少人口割合	13.93%	13.97%	13.86%	13.68%
	生産人口割合	68.09%	65.42%	62.49%	61.47%
	老年人口割合	17.98%	20.61%	23.65%	24.86%
春 日 町	年少人口割合	13.67%	13.47%	12.00%	11.01%
	生産人口割合	69.74%	66.42%	63.73%	62.53%
	老年人口割合	16.60%	20.11%	24.27%	26.46%
新 市	年少人口割合	13.90%	13.90%	13.61%	13.32%
	生産人口割合	68.31%	65.55%	62.65%	61.61%
	老年人口割合	17.80%	20.54%	23.74%	25.07%

年齢構成別人口割合の推移（新市）



*注：年齢構成別人口には「年齢不詳」を含まない。

3-2 世帯数

清須市と春日町におけるこれまでの世帯数の推移と今後の人口の見通しから、トレンド法によって今後の世帯数の見通しを明らかにします。

清須市も春日町も、これまで世帯数は概ね増加傾向にあり、その伸びは人口増加とほぼ同じかやや上回っていたため、1世帯当りの人員も少なくなってきました。こうした傾向が変わらないとすると、今後ますます世帯当り人員が減少し、一方で人口は横ばいから増加傾向となるため、世帯数はこれまで以上に増加することが予想されます。

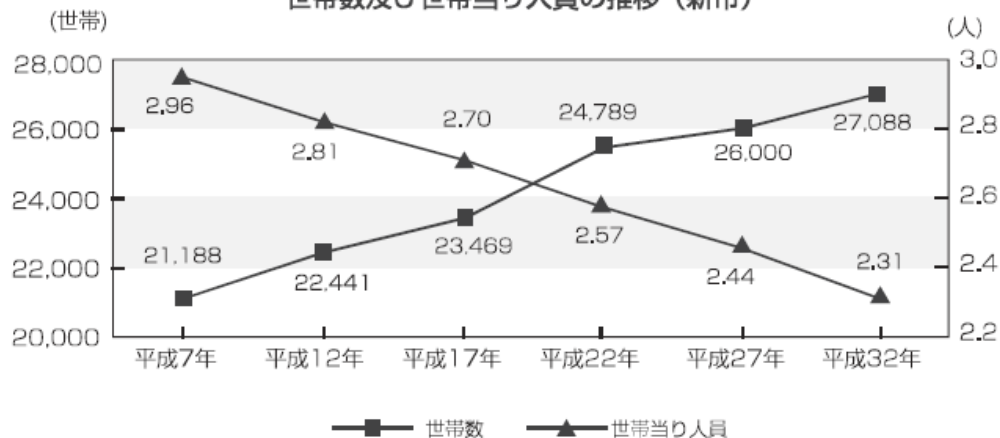
この結果、新市の世帯数は、平成17年の約23,500世帯から平成32年には約27,000世帯へと増加することが見込まれます。

世帯数及び世帯当り人員の推移

(単位：人、世帯)

		平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
清 須 市	人口	55,168	54,893	55,038	55,281	54,999	54,276
	世帯当り人員	2.91	2.78	2.64	2.51	2.37	2.24
	世帯数	18,938	19,743	20,882	22,054	23,190	24,266
春 日 町	人口	7,570	8,116	8,320	8,362	8,393	8,229
	世帯当り人員	3.36	3.01	3.22	3.06	2.99	2.92
	世帯数	2,250	2,698	2,587	2,736	2,810	2,821
新 市	世帯数	21,188	22,441	23,469	24,789	26,000	27,088
	世帯当り人員	2.96	2.81	2.70	2.57	2.44	2.31

世帯数及び世帯当り人員の推移（新市）



※トレンド法：過去の動態、いわゆるトレンド（傾向）が将来とも同様に推移するという考えに基づく推計方法。

第4章 まちづくりの基本方針

4-1 まちづくりの理念

新市のまちづくりの理念は、「安心」「快適」「創造」「責任」の、4つの理念によって構成することとします。

① 安心

災害、交通事故、犯罪等から生命・財産が守られ「安心」して生活できる安全なまちづくりを目指します。また、福祉サービスや保健医療体制を充実し、健康で「安心」して暮らせるまちづくりを目指します。

② 快適

3つの河川に代表される水のある空間を大切にし、自然と共生し、住みやすく文化的環境が整った「快適」なまちづくりを目指します。

また、広域的な交通利便性を活かし、他の地域との連携を図りながら、便利で「快適」な都市にふさわしいまちづくりを目指します。

③ 創造

新しい経済社会への転換が急速に進む中で、市民や地域企業が多様な価値観のもとで「創造」性豊かな活動ができるまちづくりを目指します。

また、地域の歴史や文化、芸術を大切にし、次世代を担う子どもたちの「創造」性を育むまちづくりを目指します。

④ 責任

国と地方の財政構造改革や地方分権の進展を受けて、両市町の行政運営を単に継承するのではなく、自らの「責任」と裁量で自らのまちづくりを担うべく、不断の改革に取り組みます。

また、将来世代に過度な負担を残さず、若い世代が将来に希望を持って暮らすことができる、持続性のあるまちづくりを目指します。

【新市の基本理念】

安 心：災害や犯罪から生命財産を守り、安心して暮らせるまちづくりを目指す

快 適：自然と共生し、すみやすく文化的環境が整ったまちづくりを目指す

創 造：創造性豊かな活動ができるまちづくりを目指す

責 任：両市町の行政運営と施策展開に安住することなく改革に取り組み、持続性があり将来世代に責任の持てるまちづくりを目指す

4-2 新市の将来像

新市のまちづくりの基本理念である「安心」「快適」「創造」「責任」をもとに、新市の将来像を次のように設定します。

～新市の将来像～ 水と歴史に織りなされた 安心・快適な環境都市

新市の将来像には市の個性が欠かせません。それが「水」と「歴史」です。

「水」とは、3本の川（庄内川・新川・五条川）に代表される市の特徴を示します。特に五条川は清須市と春日町を貫く河川であり、新市統合のシンボルともなりえる位置を占めています。

「歴史」とは、清洲城・美濃街道などの豊かな歴史的資源に代表される市の特徴です。歴史は清須市のアイデンティティの源であり、市民共通の貴重な財産です。

新市の将来像の核心は、新市の目指す都市の姿です。

「安心・快適な環境都市」とは、名古屋大都市圏に位置して生活利便性が高く、かつ防災安全性や自然環境が保たれた将来の都市イメージを表しています。特に新市は清須市の密集した市街地に春日町の農地などが加わることによって、大都市近郊でありながら緑に恵まれゆとりのある空間を有することになります。恵まれた立地条件を活かし、自立した魅力ある都市へと飛躍・発展していくことが期待されます。

新市は水と歴史という個性を活かしながら、様々な主体の協調・協力によって「真に安心して快適に暮らすことができる」都市を目指します。そしてこうした思いを込めた将来像が、「水と歴史に織りなされた 安心・快適な環境都市」です。

4-3 施策の基本方針

新市の将来像「水と歴史に織りなされた 安心・快適な環境都市」の実現を図るため、新市のまちづくりの基本方針を以下の7つに定めます。

（1）安全・安心で自然が息づくまちづくり

河川や上下水道などの都市基盤を着実に整備するとともに、防災・防犯・救急の体制を充実することによって、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

あわせて、ごみ処理の充実と火葬施設・墓地の充実を図ります。

（２）健康で思いやりのあふれるまちづくり

医療・福祉の充実と、社会保障制度の着実な運営、子育て支援や青少年の健全育成によって、市民が健康で健やかに暮らせるまちを目指します。

また、消費者保護の取り組みによって市民の生活を守るとともに、自治・コミュニティ活動やボランティア・NPO 活動の支援、男女共同参画社会の推進によって、市民がお互いに助け合い、思いやりを持って暮らせるまちを目指します。

（３）水と緑に恵まれうるおいのあるまちづくり

新市の貴重な資源である河川や緑地を活かして、水と緑のネットワークの形成を図ります。また、農地の有効活用、地産地消・食育の推進を通じて、農を活かしたまちづくりを進めます。

さらに、資源循環型のまちづくりを進め、環境への負荷抑制を図り、水と緑に恵まれうるおいのあるまちを目指します。

（４）便利で快適に暮らせるまちづくり

市民の便利で快適な暮らしを実現するため、市街地整備や都市景観整備を進めます。

また、道路・橋りょうの充実や鉄道駅周辺の整備、機能強化を通じた交通拠点と公共交通の充実を図り、市民の交通利便性を高めることを目指します。

（５）歴史・伝統・文化・教育を大切にするまちづくり

学校教育・生涯学習の充実に努めるとともに、文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。また地域間・国際交流の振興によって、人材育成を大切にするまちづくりを進めます

さらに文化財保護によって、歴史や文化を大切にするまちづくりを進めます。

（６）創造的にいきいきと働くことのできるまちづくり

新市に立地する事業所の経営基盤強化へ取り組みに対する支援、土地などの資源の有効活用を通じて、商業・工業の活性化を図ります。

また、歴史的資源を活用して、観光の振興を図ります。

（７）新しい時代に対応した、参加と交流のまちづくり（市民参加と行政運営）

新市のまちづくりを市民と共に進めるため、市民参加の推進を図ります。また、電子自治体の推進や行政運営の合理化による改革を推進します。

4-4 土地利用方針

新市においては、工業地区と住宅地区、さらに農用地が混在していますが、将来的な用途純化を基本として、広域的な交通利便性とゆとりある土地空間の有効活用を図り、新市として職・住・レクリエーションの空間が共存する地域として整備する必要があります。

このため、ＪＲ枇杷島駅、名鉄新清洲駅、須ヶ口駅を中心とする地域を、商業等の機能が集積する交流拠点とします。

また、都市化が進む中で貴重な緑地を守るため「都市緑地・農地ゾーン」を設定するとともに、新市を流れる庄内川・新川・五条川の流域を、市民が憩う水辺空間として整備し、清洲城や美濃街道などの歴史資源及び五条川沿いの文化芸術施設などを活用し、市民が安らぎと知的な充足感を感じることができる「憩いの水辺保全・活用ゾーン」を設定します。これらの地域資源を活用するために、「地域資源（歴史・水辺）活用軸」で結び、地域の文化的な向上を目指します。

各ゾーンを「広域幹線交通軸」と「地区内連絡幹線道路」で連結することにより、新市全域の均衡な発展と広域的な交流・連携を図り、新市の一体感をより高めていきます。

今後新市においては、都市計画上の用途区分に応じた適切な土地利用を推進するとともに、「広域幹線交通軸」に産業等の機能集積を図るなど、その土地のポテンシャルを活かしたまちづくりを進め、市全体として大都市近郊にふさわしい活力向上を目指します。

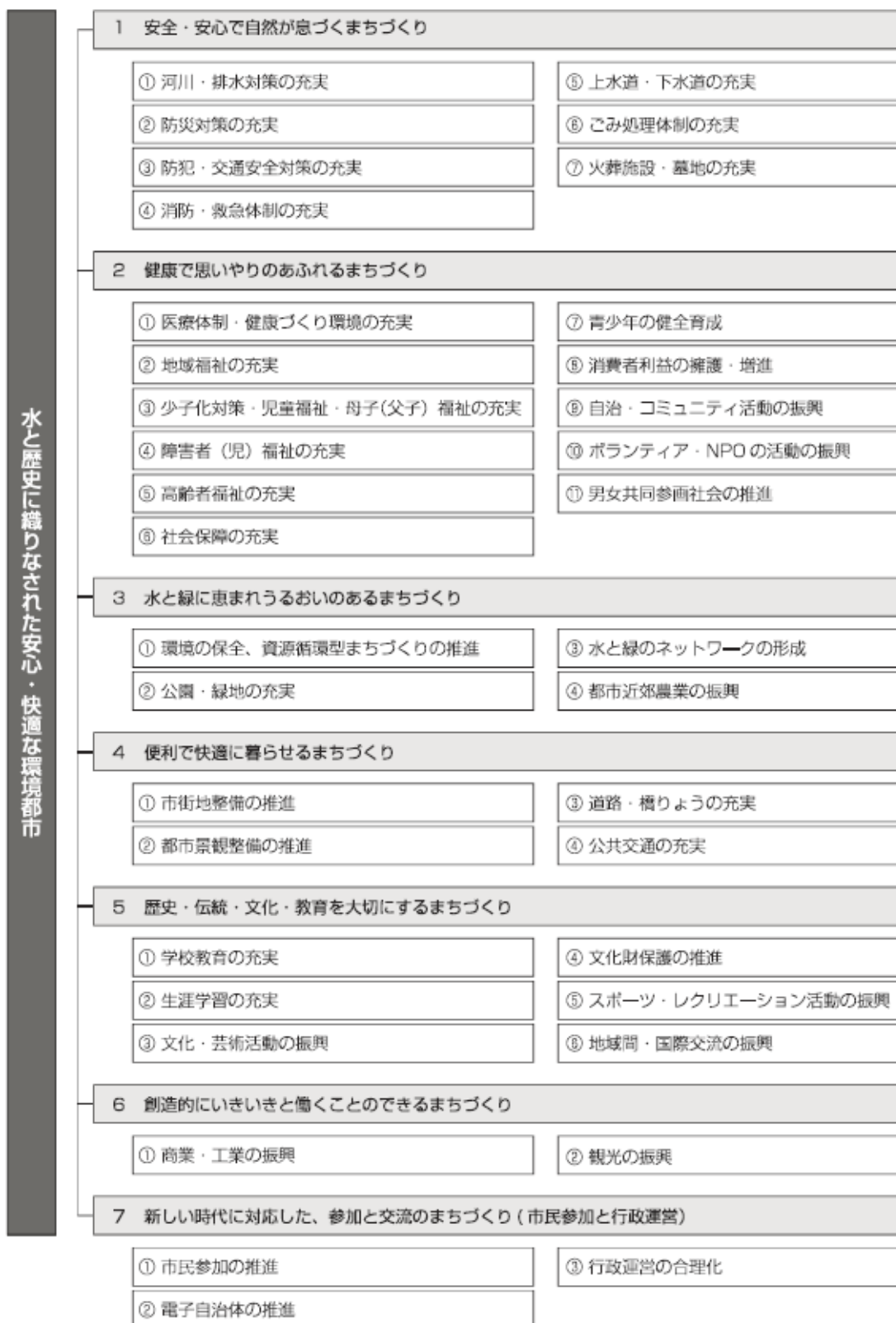
土地利用方針図



注) イメージ図であるため縮尺は多少の誤差があります。

第5章 新市の主要施策

5-1 施策体系図



5-2 方針別主要施策

1 安全・安心で自然が息づくまちづくり

① 河川・排水対策の充実

水害に強い都市基盤の確立を目指して、大雨等による水害を抑止するための施設整備に取り組みます。

【主な事業】

- ・雨水貯留施設整備事業
- ・都市下水路・ポンプ場整備事業
- ・河川改修事業

② 防災対策の充実

災害発生時に被害を最小限にとどめることを目指して、防災機能の強化、災害に備えた地域住民の支援に取り組みます。

【主な事業】

- ・木造住宅耐震（診断・改修）事業
- ・防災行政無線管理・改修事業
- ・自主防災活動支援事業

③ 防犯・交通安全対策の充実

市民とともに犯罪の発生を抑止するため、防犯活動支援に取り組みます。また、交通安全意識の高揚を図るため、交通安全活動支援に取り組みます。

【主な事業】

- ・防犯活動支援事業
- ・街路灯整備事業
- ・交通安全運動・活動支援事業
- ・放置自転車等対策事業
- ・交通災害共済事業

④ 消防・救急体制の充実

火災発生時に被害を最小限にとどめることを目指して、県及び周辺市との連携のもと、常備・非常備消防力の維持及び救急機能の充実に取り組みます。

【主な事業】

- ・消防団支援事業
- ・消防施設管理事業

⑤ 上水道・下水道の充実

広域的な連携による水道管などの適正な管理のもと、上水道の安定供給を図ります。また、大雨等による水害被害の抑止と、生活環境向上のため流域下水道に関連した公共下水道の整備に取り組みます。

【主な事業】

- ・ 水源施設管理事業
- ・ 流域下水道・公共下水道整備事業（雨水・汚水）

⑥ ごみ処理体制の充実

市内のごみ処理及びし尿処理を適切に実施するとともに、広域的な連携により、し尿処理施設の運営に取り組みます。

【主な事業】

- ・ ごみ収集処理委託事業
- ・ し尿処理施設運営事業

⑦ 火葬施設・墓地の充実

施設充実の必要性に適切に対応するため、火葬施設の整備や市営墓地の維持管理に取り組みます。

【主な事業】

- ・ 火葬施設整備事業
- ・ 市営墓地維持管理事業

2 健康で思いやりのあふれるまちづくり

① 医療体制・健康づくり環境の充実

誰もが安心して医療を受けることができるよう、医療体制及び健康づくり環境の充実に取り組みます。

【主な事業】

- ・ 救急医療体制促進事業
- ・ 各種健（検）診事業
- ・ 健康教育・相談事業
- ・ 各種予防接種事業

② 地域福祉の充実

地域社会における団体間の情報交換を支援し、社会福祉協議会等の関係団体との連携の促進に取り組みます。

【主な事業】

- ・ 地域福祉活動支援事業
- ・ 各種福祉施設運営管理事業

③ 少子化対策・児童福祉・母子（父子）福祉の充実

子育ての負担感を軽減するため、各種子育て支援に取り組みます。また母親と子供の健康を守るための母子保健活動や、母子（父子）家庭を対象にした家庭支援事業に取り組みます。

【主な事業】

- ・ 子育て支援事業
- ・ 子育て支援・療育施設運営管理事業
- ・ 保育サービス事業
- ・ 保育所整備事業
- ・ 母子（父子）家庭支援事業

④ 障害者（児）福祉の充実

障害者の通院など日常の移動にかかる交通費の負担軽減を図るとともに、障害者の医療にかかる支援や、広域障害者福祉施設の運営に取り組みます。

【主な事業】

- ・ 障害者自立支援事業
- ・ 障害者生活支援事業
- ・ 広域障害者福祉施設運営事業

⑤ 高齢者福祉の充実

高齢者が安心して生活できるよう、デイサービスや介護用品の支給などに取り組みます。またシルバー人材センターの運営等を通じて社会参加の機会提供に取り組みます。

【主な事業】

- ・ 高齢者生活支援事業
- ・ 特別養護老人ホーム整備事業

⑥ 社会保障の充実

社会保障制度の安定的運用を図るとともに、生活保護制度に基づいた低所得者支援などに取り組みます。

【主な事業】

- ・ 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険事業
- ・ 生活保護・低所得者支援事業

⑦ 青少年の健全育成

青少年を取り巻く環境は変化しており、それに伴う問題も多様化してきていることを踏まえ、市民と行政が一体となって青少年を取り巻く問題に取り組みます。

【主な事業】

- ・ 青少年教育推進事業
- ・ 家庭教育推進事業
- ・ 児童生徒青少年交流事業

⑧ 消費者利益の擁護・増進

消費者利益を擁護・増進するため、市民に対する啓発活動を実施します。また、金融信用貸付制度の適正な運用に取り組みます。

【主な事業】

- ・ 市民金融信用貸付事業
- ・ 消費者生活相談事業

⑨ 自治・コミュニティ活動の振興

市民と地域社会のよりよい関係を作るため、コミュニティ活動の推進、市民の交流の場の提供に取り組みます。

【主な事業】

- ・ コミュニティ活動推進事業
- ・ 公共施設運営事業

⑩ ボランティア・NPOの活動の振興

まちづくり団体等との協働事業について、調査・研究に取り組みます。

【主な事業】

- ・ まちづくり団体等協働調査事業

⑪ 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会についての理解が深まるよう、普及啓発活動に取り組みます。

【主な事業】

- ・ 男女共同参画社会教育推進事業
- ・ 審議会委員等への女性の登用促進

3 水と緑に恵まれうるおいのあるまちづくり

① 環境の保全、資源循環型まちづくりの推進

自然環境を美しく保ち、ごみなど不法投棄物のないまちをつくるため、循環型のまちづくりを進めるとともに、公害監視体制の充実に取り組みます。

【主な事業】

- ・資源回収事業
- ・環境美化推進事業
- ・公害対策事業

② 公園・緑地の充実

身近で余暇を楽しむ場所を増やすため、街区公園の整備や河川周辺における緑地の整備に取り組みます。

【主な事業】

- ・都市公園整備管理事業
- ・緑地整備事業

③ 水と緑のネットワークの形成

水辺空間を安らぎや自然とのふれあいの場として活用できるよう、環境美化活動に取り組むとともに、庄内川、新川、五条川を中心とした市内主要河川における河川沿い歩道の整備に取り組みます。

【主な事業】

- ・河川歩道整備事業

④ 都市近郊農業の振興

農業の生産性向上等を図るため、生産農家を支援するとともに、農業を活かしたまちづくりの推進のため、特産物づくりの支援や市民のためのレジャー農園の管理に取り組みます。また、食育に関する施策を推進するとともに、伝統野菜を活用した食文化の伝承に取り組みます。さらに、水害防止を図るため土地改良や用排水路等の整備に取り組みます。

【主な事業】

- ・生産農家支援事業
- ・レジャー農園管理事業
- ・土地改良事業
- ・用排水路整備事業

4 便利で快適に暮らせるまちづくり

① 市街地整備の推進

鉄道駅近辺における商業・業務機能の向上を目指して駅周辺整備を推進し、交通便利性の向上と都市的環境の整備に取り組みます。

【主な事業】

- ・土地区画整理事業
- ・鉄道駅周辺整備事業

② 都市景観整備の推進

市街地における良質な景観を形成するため、街路樹等の適切な維持管理に努めるとともに、規制・誘導策の推進による都市景観整備に取り組みます。

【主な事業】

- ・街路樹等維持管理事業
- ・都市景観整備事業

③ 道路・橋りょうの充実

都市にふさわしい交通基盤を確立するため、街路整備を推進し、あわせて歩道設置などの道路改良事業、市道の維持管理に取り組みます。また、交通の安全性確保のため、河川等を横断する橋りょうの改築に取り組みます。

【主な事業】

- ・街路整備事業
- ・道路改良事業
- ・道路維持補修事業
- ・橋りょう改築事業

④ 公共交通の充実

市民の交通移動における利便性を高めるため、公共交通の充実に努めるとともに、鉄道駅のバリアフリー化などに取り組みます。

【主な事業】

- ・コミュニティバス事業
- ・鉄道駅バリアフリー化事業
- ・名古屋鉄道高架化事業

5 歴史・伝統・文化・教育を大切にするまちづくり

① 学校教育の充実

地域における教育環境の充実を図るため、特色ある学校づくりや教育相談体制の推進に取り組みます。また、安全安心な教育環境の整備に取り組みます。

【主な事業】

- ・ 特色ある学校づくり事業
- ・ 外国語教育推進事業
- ・ スクールカウンセラー配置事業
- ・ 義務教育施設整備管理事業
- ・ その他各種補助事業

② 生涯学習の充実

誰もがいつでも学ぶことができる機会を確保するため、生涯学習の充実を図るとともに、図書室の環境整備に取り組みます。また、平和の大切さを学習する機会の提供や平和に関する啓発活動に取り組みます。

【主な事業】

- ・ 生涯学習推進事業
- ・ 図書室環境整備事業
- ・ 平和祈念事業

③ 文化・芸術活動の振興

まちの文化的な活動を喚起し、市民の交流を促すため、美術館などの文化施設を活用したイベントや、地域に根ざしたイベントの開催に取り組みます。あわせて、市民の文化活動及び文化団体の支援に取り組みます。

【主な事業】

- ・ 市民交流促進事業
- ・ 文化活動支援事業
- ・ 文化協会運営費等補助事業

④ 文化財保護の推進

歴史的遺産や史料の適切な管理に努めるとともに、文化財への理解を促すための啓発活動に取り組みます。

【主な事業】

- ・ 文化財補修保護事業
- ・ 文化財保護啓発事業

⑤ スポーツ・レクリエーション活動の振興

市民が心身ともに健康を保つことを目指して、スポーツによって交流の機会を確保するとともに、スポーツ団体の活動を支援します。あわせて、関連施設の運営・管理に取り組みます。

【主な事業】

- ・スポーツ団体活動支援事業
- ・関連施設運営管理事業

⑥ 地域間・国際交流の振興

歴史・文化的にかかわりのある地域との交流や、友好姉妹都市（スペイン・ヘレス市）との交流を通じて、広い視野と国際的な感覚を持った人材の育成に取り組みます。

【主な事業】

- ・地域間交流事業
- ・国際交流事業

6 創造的にいきいきと働くことのできるまちづくり

① 商業・工業の振興

市内の事業者が商工業の経営を円滑に行うことができるよう、商工会等に対する補助や商工業事業者への金融的支援を行うとともに、商店街の活性化支援に取り組みます。

【主な事業】

- ・商工会等補助事業
- ・商店街活性化支援事業

② 観光の振興

市への来訪者を増やすため、観光団体への支援に取り組むとともに、清洲城などの観光施設の適切な管理と情報発信に取り組みます。

【主な事業】

- ・観光団体支援事業
- ・観光施設管理事業

7 新しい時代に対応した、参加と交流のまちづくり（市民参加と行政運営）

① 市民参加の推進

行政への市民参加を一層推進するために、ホームページなどの媒体を通じた行政情報の提供を進めるとともに、市民参画を通じた行政と市民の協働によるまちづくりに取り組みます。

【主な事業】

- ・インターネット広報事業
- ・市民参画推進事業

② 電子自治体の推進

行政における情報通信基盤の充実や既存の情報システムの見直しにより業務の効率化を図るとともに、電子申請の充実など住民サービスの向上に取り組みます。

【主な事業】

- ・総合行政ネットワーク事業
- ・高度情報化推進事業

③ 行政運営の合理化

行財政改革の推進を通じて、持続性のある行政運営の確立に取り組みます。

【主な事業】

- ・行政改革の推進

第6章 新市における愛知県事業の推進

6-1 愛知県の役割

愛知県は新市の施策と連動しながら、以下に掲載する事業を実施又は検討していくことにより、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。また、市町村合併特例交付金による財政支援を行います。

6-2 新市における愛知県事業の推進

主な県事業については、以下のとおりです。

主要事業名	事業概要
流域下水道事業	新川西部流域下水道事業の推進
河川改修事業	五条川改修事業の推進 水場川改修事業の推進 ふるさとの川整備事業の推進（五条川） 五条川水辺スポットの整備
土地改良事業	農道の整備（分地地区）
用排水路整備事業	排水路の整備（春日地区、西牧・新田地区、古川地区） 排水施設の整備（春日2期地区、福田川地区）
道路改良事業	一般県道一宮清須線（交差点改良）整備の検討 （都）伏見線（枇杷島橋～二見交差点）整備の推進 （都）春日井稲沢線整備の検討 一般県道一場中小田井線（春日橋の改築）整備の検討 一般県道浅井清須線（歩道設置）整備の検討 一般県道一宮清須線（歩道設置）整備の検討 （主）名古屋祖父江線（清洲橋の改築）の整備 （主）名古屋第二環状線（歩道設置）整備の検討 （都）新川清洲線（名鉄津島線跨線橋の新設）整備の推進 （都）枇杷島小田井線（アンダーパス）の整備 （都）新川甚目寺線・（都）枇杷島停車場線（橋りょうを含む） ○（枇杷島駅西口駅前広場～枇杷島小田井線）整備の推進 ○（その他の区間）整備の検討 （都）助七西市場線の整備 一般県道大里停車場清須線整備の検討
橋りょう改築	名鉄名古屋本線五条川鉄橋の改築の検討
名古屋鉄道高架化事業	名鉄名古屋本線高架化の検討
文化財保護啓発事業	愛知県清洲貝殻山貝塚資料館（仮称）拡充整備の検討

第7章 新市における行財政運営の方針

両市町の合併によって、行政運営の効率化を進める一方で、重複する事業の整理統合を進めて、行財政運営は貴重な財源をこれまで以上に有効に活用することが可能になると期待されます。一方で、都市基盤の整備や、少子・高齢化の進展に対応した保健・医療、福祉サービスの充実など、行政需要は今後とも増加することが予想されます。この需要増大は、行政運営の効率化や事務事業の整理統合による効果を上回ることが考えられます。

こうした状況に対応するためには、新市において合併の効果を最大限に活かして、無駄なくスリム化した行政運営の体制を整えるとともに、行財政基盤の充実を図り、重要な施策・事業については重点的に財源を配分していく必要があります。

以上のことを踏まえ、合併後の行財政運営に当たっては以下の4点を原則とし、これを行財政運営の基本方針とします。

(1) 行政組織のスリム化

合併にあわせて庁内の総務等管理部門が集約されることから、職員の適正配置と組織再編を行い、採用抑制等を通じて臨時職員を含む職員の削減を図ります。また、市として行なわなければならない施策・事業に業務を絞り込むなど、行政組織のスリム化を通じた効率的な行政組織の確立を図ります。

(2) 国・県の支援策の活用

新市においては、流域下水道や公共下水道の整備、都市計画道路の整備など、都市基盤の整備充実が求められています。これらの事業の多くは大規模な公共事業であるとともに、県事業若しくはこれと連携して行われる事業であることから、国・県の支援策を積極的に活用し、新市の都市基盤整備の推進を図ります。

(3) 公共的施設の相互利用等による効率的運営の推進

合併に伴う組織のスリム化にあわせて、新市に多く存在する公共的施設について、相互利用を促進して有効活用を図るとともに、規模拡大による効果が期待できるものについては、統合による機能強化や民間活力の導入など、利便性や効率性の向上に向けた見直しを行い、より質の高いサービスを低コストで実現することを目指します。あわせて、定常的な管理業務については県や周辺市町との連携による広域化・共同化を模索します。

(4) 施策の見直し及び重点化

これまで両市町が実施してきた各種施策について、住民の負担と受益の関係の適正化に取り組みます。また、真に必要な分野に資源を重点的に投入するため、行政評価を活用し、すべての施策について事業効果を踏まえた聖域なき見直しを行います。

第8章 財政計画

財政計画は、過去の財政状況や現在の財政制度を参考に、将来の歳入・歳出について推計したものです。

計画期間は、合併年度及びこれに続く 15 年度間（平成 21 年度から平成 36 年度まで）とし、原則、普通会計ベースで推計しています。

なお、平成 21 年度から平成 29 年度までは決算額、平成 30 年度は決算見込額です。

また、費目ごとの前提条件は以下のとおりです。

8-1 歳入

（１）地方税

現行の制度を基本として、人口推移や経済情勢を踏まえて推計しています。

（２）地方譲与税

平成 30 年度決算見込額を基礎として推計しています。

（３）地方交付税

普通交付税については、現行の制度を基本として推計しています。

また、平成 27 年度以降は、普通交付税の算定の特例（合併算定替）が段階的に縮減されることから、その影響を見込んでいます。

（４）その他交付金

その他交付金については、税制改正等を見込んで推計しています。

（５）国庫支出金・県支出金

平成 30 年度決算見込額を基礎に、現行の制度が継続するものとして、扶助費や投資的経費などの事業費に応じて推計しています。

（６）繰入金

各年度について、新市基本計画に登載されている事業等に対応する基金の繰入金を見込んでいます。

（７）地方債

各年度について、新市基本計画に登載されている事業等に対応する地方債を見込んでいます。

（８）その他の費目

平成 30 年度決算見込額を基礎として、概ね現状で推移するものとして推計しています。

8-2 歳出

(1) 人件費

定員適正化計画（平成 26 年度から平成 31 年度まで）における一般職員数見込を基礎として推計しています。

また、平成 32 年度からは会計年度任用職員制度の影響を見込んで推計しています。

(2) 扶助費

平成 30 年度決算見込額を基礎として、過去の伸び率等を参考に推計しています。

(3) 公債費

平成 30 年度までに発行が予定されている地方債に係る元利償還金を基礎として、平成 31 年度以降に計上した地方債に係る元利償還金を加えています。

(4) 物件費

平成 30 年度決算見込額を基礎として推計しています。

また、平成 32 年度からは会計年度任用職員制度の影響を見込んで推計しています。

(5) 補助費等

平成 30 年度決算見込額を基礎として推計しています。

また、平成 31 年度からは下水道事業特別会計の法適化に伴う影響を見込んで推計しています。

(6) 投資及び出資金・貸付金

平成 31 年度からの下水道事業特別会計の法適化に伴う影響を見込んで推計しています。

(7) 繰出金

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療特別会計については、平成 30 年度決算見込額を基礎として、給付費の過去の伸び率等を参考に推計しています。

下水道事業特別会計については、今後の事業進捗の予定及び法適化に伴う影響を見込んで推計しています。

(8) 投資的経費

各年度について、新市基本計画に登載されている事業等に係る経費を見込んでいます。

(9) その他の費目

平成 30 年度決算見込額を基礎として、概ね現状で推移するものとして推計しています。

新市財政計画（普通会計）

【歳入】

（単位：百万円）

費目	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
地方税	地	11,411	11,423	11,289	11,351	11,645	11,852	11,742	11,939	12,152	11,970	12,100	12,173	12,129	12,313	12,486	12,549
地方譲与税	地	192	182	196	172	164	157	163	175	175	169	169	169	169	169	169	169
地方交付税	地	763	1,568	2,211	2,277	2,104	2,105	2,399	2,430	2,336	1,910	1,753	1,608	1,287	1,287	1,287	1,287
普通交付税		457	1,246	1,897	1,937	1,799	1,807	2,105	2,145	2,077	1,860	1,703	1,558	1,237	1,237	1,237	1,237
特別交付税		306	322	314	340	305	298	294	285	259	50	50	50	50	50	50	50
その他交付金	そ	996	945	968	891	985	1,069	1,622	1,410	1,546	1,546	1,604	1,951	2,023	2,024	2,017	2,010
分担金・負担金		43	62	66	61	56	68	67	68	68	68	68	68	68	68	68	68
使用料・手数料		534	559	554	557	570	584	606	625	628	662	662	662	662	662	662	662
国庫支出金	国	1,961	2,050	2,155	1,985	2,273	2,829	2,968	2,785	3,027	3,141	4,057	3,884	3,522	3,440	3,475	3,257
県支出金	県	1,174	1,321	1,298	1,255	1,135	1,034	1,001	1,191	1,198	1,355	1,513	1,567	1,492	1,549	1,561	1,578
財産収入	財	29	158	92	109	74	60	28	59	146	34	23	23	23	23	23	23
寄附金	寄	3	25	15	10	18	11	46	29	32	50	40	40	40	40	40	40
繰入金	繰	980	559	727	476	790	1,270	793	1,601	769	930	1,927	810	1,561	461	271	222
繰越金	繰	1,835	596	887	733	685	917	747	835	713	810	0	0	0	0	0	0
諸収入	諸	561	588	524	608	535	573	589	568	588	838	643	785	479	594	568	559
地方債	地	1,539	1,416	1,307	1,441	1,548	1,825	1,781	2,184	1,730	1,205	3,679	2,962	2,405	1,912	1,803	1,518
合計	合	22,021	21,452	22,289	21,926	22,582	24,354	24,552	25,899	25,108	24,688	28,238	26,702	25,860	24,542	24,430	23,942

【歳出】		(単位：百万円)															
費目	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
人件費		3,892	3,606	3,625	3,517	3,454	3,468	3,518	3,437	3,407	3,527	3,538	4,554	4,542	4,565	4,584	4,620
扶助費		2,531	3,691	3,920	3,925	4,057	4,511	4,456	4,662	4,874	4,757	4,953	5,158	5,371	5,592	5,823	6,064
公債費		1,753	1,828	1,748	1,751	1,849	1,843	1,745	1,789	1,840	1,771	1,846	2,114	2,338	2,360	2,299	2,165
物件費		4,547	4,540	4,638	4,502	4,621	4,743	4,868	4,966	4,881	5,541	5,602	4,691	4,538	4,595	4,564	4,446
維持補修費		109	100	98	93	101	100	101	100	100	105	105	105	105	105	105	105
補助植等		3,412	2,147	1,913	2,057	1,858	1,966	2,013	1,985	2,141	2,389	3,566	3,465	3,251	3,288	3,341	3,443
積立金		693	703	1,437	743	368	1,096	1,322	1,011	602	838	0	0	0	0	0	0
投資及び出資金・貸付金		117	113	113	113	113	108	108	108	107	107	1,085	282	274	265	265	265
繰出金		1,588	2,258	2,175	2,311	2,970	2,612	2,574	2,782	3,169	3,103	2,053	2,071	2,079	2,088	2,068	2,086
投資的経費		2,783	1,579	1,889	2,229	2,274	3,160	3,013	4,346	2,908	2,550	5,490	4,262	3,362	1,684	1,381	748
合計		21,425	20,565	21,556	21,241	21,665	23,607	23,718	25,186	24,029	24,688	28,238	26,702	25,860	24,542	24,430	23,942